

資料

平成24年6月19日開催
第4回美瑛町議会定例会資料

○条例の制定

議案第1号	丘のまちびえいまちづくり基金条例の制定について	1～12
議案第2号	美瑛町人づくり育成基金条例の制定について	13

○一部改正条例

議案第3号	丘のまちびえいまちづくり寄附条例の一部改正について	14～16
議案第4号	美瑛町公共施設等建設基金条例の一部改正について	17～18
議案第5号	美瑛町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について	19～21
議案第6号	美瑛町手数料徴収条例の一部改正について	22～23
議案第7号	美瑛町公共下水道設置条例の一部改正について	24

丘のまちびえいまちづくり基金条例の制定及び改正要旨

1 制定及び改正の趣旨

本町の各基金について、その設置目的など全体を見直すことが行財政の運営上必要と判断し、その見直しに伴い、ふるさと納税の受け皿として、平成20年に制定した「丘のまちびえいまちづくり寄附条例」から、基金の管理運用規定を切り離し、他の特定目的基金条例と同様の条例を新たに制定し、今後のまちづくりに必要な財源を確保するもの。

また、附則で美瑛町財政調整基金他8基金条例について一部改正を行う。

2 制定の概要

「丘のまちびえいまちづくり寄附条例」から基金の管理運用規定を切り離し、他の特定目的基金条例と同様の基金条例を新たに制定する。

- 第1条 (設置)
- 第2条 (積立)
- 第3条 (管理)
- 第4条 (繰替運用等)
- 第5条 (運用益金の処理)
- 第6条 (処分)
- 第7条 (委任)

3 改正の概要

(1) 美瑛町財政調整基金条例 (附則第3条)

美瑛町土地開発公社が金融機関から借り入れを行っている資金について、美瑛町財政調整基金からの運用(貸付)を可能とするための一部改正及び条建て、文言整備を行う。

(2) 美瑛町減債基金条例 (附則第4条)

条建て及び文言の整備

(3) 美瑛町光ファイバーテレビ放送網管理基金条例 (附則第5条)

条建て及び文言の整備

(4) 美瑛町福祉基金条例 (附則第6条)

基金の目的及び使途が、民間団体が行う事業支援に限られていたものを、福祉全体に活用できるよう一部改正及び文言の整備を行う。

- (5) 美瑛町老人保健施設事業特別会計基金条例（附則第7条）
条建て及び文言の整備
- (6) 美瑛町白金泉源事業特別会計基金条例（附則第8条）
条建て及び文言の整備
- (7) 美瑛町農業振興基金条例（附則第9条）
条建て及び文言の整備
- (8) 美瑛町水力発電事業特別会計基金条例（附則第10条）
条建て及び文言の整備
- (9) 美瑛町土地開発基金条例（附則第11条）
条建て及び文言の整備

新	旧
<p>第1条 【略】 (積立)</p> <p>第2条 基金として積み立てる額は、<u>一般会計歳入歳出予算で定める額とする。</u> (管理)</p> <p>第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により<u>保管し、又は確実な償還の方法、期間及び利率を定め、美瑛町土地開発公社に貸し付けることができる。</u></p> <p>第4条 【略】 (運用益金の処理)</p> <p>第5条 基金の運用から<u>生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。</u></p> <p>第6条～第7条 【略】</p>	<p>第1条 【略】 (積立)</p> <p>第2条 基金として積み立てる額は、<u>一般会計歳入歳出予算で定めるものとする。</u> (管理)</p> <p>第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により<u>保管しなければならない。</u></p> <p>第4条 【略】 (<u>益金</u>の処理)</p> <p>第5条 基金の運用から<u>生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。</u></p> <p>第6条～第7条 【略】</p>

○美瑛町減債基金条例 新旧対照表

平成24年6月19日
第4回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>第1条 【略】 (積立)</p> <p>第2条 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。</p> <p>(管理)</p> <p>第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。</p> <p>(繰替運用等)</p> <p>第4条 町長は、財政上必要があるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。</p> <p>(運用益金の処理)</p> <p>第5条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。</p> <p>(基金の使用)</p> <p>第6条 基金は、次の各号に掲げる場合に使用する。 (1) 経済事情の著しい変動等により財源が不足する場合において、町債の償還の財源に充てるとき。 (2) 償還期限を繰り上げて行う町債の償還の財源に充てるとき。 (3) 町債の償還額が、他の年度に比して著しく多額となる年度において町債の償還の財源に充てるとき。 (4) 財源対策債等の財源対策のため発行を許可された町債の償還の財源に充てるとき。</p>	<p>第1条 【略】 (積立て)</p> <p>第2条 基金は、予算で定めるところによるもののほか、一般会計の各年度において生じた剰余金の状況に応じて積み立てるものとする。</p> <p>(管理)</p> <p>第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。</p> <p>2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券にかえることができる。</p> <p>(繰替運用等)</p> <p>第6条 町長は、財政上必要があるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。</p> <p>(運用益金の処理)</p> <p>第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。</p> <p>(基金の使用)</p> <p>第3条 基金は、次の各号に掲げる場合に使用する。 (1) 経済事情の著しい変動等により財源が不足する場合において、町債の償還の財源に充てるとき。 (2) 償還期限を繰り上げて行う町債の償還の財源に充てるとき。 (3) 町債の償還額が、他の年度に比して著しく多額となる年度において町債の償還の財源に充てるとき。 (4) 財源対策債等の財源対策のため発行を許可された町債の償還の財源に充てるとき。</p>

○美瑛町減債基金条例 新旧対照表

平成24年6月19日
第4回美瑛町議会議定例会資料

<p>2 前項の規定により基金を使用する場合は、その金額を一般会計の歳入に繰り出し、その歳出として支出するものとする。 第7条 【略】</p>	<p>2 前項の規定により基金を使用する場合は、その金額を一般会計の歳入に繰り出し、その歳出として支出するものとする。 第7条 【略】</p>
---	---

○美瑛町光ファイバーテレビ放送網管理基金条例 新旧対照表

平成24年6月19日
第4回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>第1条 【略】 (積立)</p> <p>第2条 基金に 積み立てる額は、 一般会計歳入歳出予算に定める額とする。</p> <p>第3条 【略】 (繰替運用等)</p> <p>第4条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方 法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替え て運用し、又は一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入に 繰り入れて運用することができる。 (運用益金の処理)</p> <p>第5条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し て、この基金に編入するものとする。 (処分)</p> <p>第6条 町長は、第1条の目的のために基金の全部又は一部を処分する ことができる。</p> <p>第7条 【略】</p>	<p>第1条 【略】 (積立)</p> <p>第2条 基金として積み立てる額は、<u>毎年度一般会計</u> 予算に定 める額とする。</p> <p>第3条 【略】 (繰替運用等)</p> <p>第6条 町長は、財政上必要があると認めるときは、<u>確実な繰戻しの方 法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替え て運用し、又は一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入に 繰り入れて運用することができる。 (収益の処理)</u></p> <p>第4条 基金の運用から生じる収益は、<u>一般会計歳入歳出予算に計上し て、この基金に編入するものとする。 (処分)</u></p> <p>第5条 町長は、<u>第1条に規定する設置目的のために必要とするときは、 基金の全部又は一部を処分することができる。</u></p> <p>第7条 【略】</p>

新	旧
<p>(設置)</p> <p>第1条 社会福祉の充実と発展を図り、住民の福祉の増進に資する ため、美瑛町福祉基金(以下「基金」という。)を設置する。 (積立)</p> <p>第2条 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。</p> <p>第3条 【略】 (繰替運用等)</p> <p>第4条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方 法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替え て運用し、又は一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入に 繰り入れて運用することができる。 (運用益金の処理)</p> <p>第5条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し て、この基金に編入するものとする。</p> <p>第6条～第7条【略】</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 在宅福祉の普及及び向上、健康及び生きがいづくりの推進その他 の地域福祉の推進を図るために民間団体が行う事業の支援に要する 経費(以下「事業費」という。)の財源に充てるため、美瑛町福祉基 金(以下「基金」という。)を設置する。 (積立額)</p> <p>第2条 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とす る。</p> <p>第3条 【略】 (繰替運用等)</p> <p>第5条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方 法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替え て運用し、又は一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入に 繰り入れて運用することができる。 (運用益金の処理)</p> <p>第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し て、事業費に充てるものとする。</p> <p>第6条～第7条【略】</p>

○美瑛町老人保健施設事業特別会計基金条例 新旧対照表

平成24年6月19日
第4回美瑛町議会議定例会資料

新	旧
<p>第1条 【略】 (積立)</p> <p>第2条 基金に積み立てる額は、老人保健施設事業特別会計（以下「特別会計」という。）歳入歳出予算に定める額とする。 (管理)</p> <p>第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。 (繰替運用等)</p> <p>第4条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。 (運用益金の処理)</p> <p>第5条 基金の運用から生じる収益は、<u>特別会計</u>歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。 (<u> </u>処分)</p> <p>第6条 町長は、第1条の目的のために基金の全部又は一部を処分することができる。 第7条 【略】</p>	<p>第1条 【略】 (積立)</p> <p>第2条 美瑛町老人保健施設事業特別会計に剰余金が生じたときは、基金に積立てることができる。 (管理)</p> <p>第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。 (繰替運用等)</p> <p>第6条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。 (<u>収益</u>の処理)</p> <p>第5条 基金から生ずる収益は、美瑛町老人保健施設事業特別会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。 (<u>基金</u>の処分)</p> <p>第3条 町長は、第1条の目的のために基金の全部又は一部を処分することができる。 第7条 【略】</p>

○美瑛町白金泉源事業特別会計基金条例 新旧対照表

平成24年6月19日
第4回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>第1条 【略】 (積立)</p> <p>第2条 基金に積み立てる額は、白金泉源事業特別会計（以下「特別会計」という。）歳入歳出予算に定める額とする。</p> <p>第3条 【略】 (繰替運用等)</p> <p>第4条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方 法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替え て運用し、又は一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入に 繰り入れて運用することができる。 (運用益金の処理)</p> <p>第5条 基金の運用から生じる収益は、<u>特別会計歳 入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。</u> (<u> </u>処分)</p> <p>第6条 町長は、第1条の目的のために基金の全部又は一部を処分する ことができる。</p> <p>第7条 【略】</p>	<p>第1条 【略】 (積立)</p> <p>第2条 美瑛町白金泉源事業特別会計に剰余金が生じたときは、基金に 積立てることができる。</p> <p>第3条 【略】 (繰替運用等)</p> <p>第6条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方 法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替え て運用し、又は一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入に 繰り入れて運用することができる。 (収益<u> </u>の処理)</p> <p>第4条 基金 <u>から生ずる収益は、美瑛町白金泉源事業特別会計歳 入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。</u> (<u> </u>基金の処分)</p> <p>第5条 町長は、第1条の目的のために基金の全部又は一部を処分する ことができる。</p> <p>第7条 【略】</p>

○美瑛町農業振興基金条例 新旧対照表

平成24年6月19日
第4回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>第1条 【略】 (積立)</p> <p>第2条 基金に積み立てる額は、<u>一般会計歳入歳出予算に定める額</u>とする。</p> <p>第3条 【略】 (繰替運用等)</p> <p>第4条 町長は、財政上必要があると認めるときは、<u>現実な繰戻しの方</u>法、期間及び利率を定めて、<u>基金に属する現金を歳計現金に繰り替え</u>て運用し、又は一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。</p> <p>(運用益金の処理)</p> <p>第5条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。</p> <p>(処分)</p> <p>第6条 町長は、第1条の目的のために基金の全部又は一部を処分することができる。</p> <p>第7条 【略】</p>	<p>第1条 【略】 (積立)</p> <p>第2条 基金に積み立てる額は、<u>指定寄附金等に係る収入をもって一般会計歳入歳出予算に定めるものとする</u>。</p> <p>第3条 【略】 (繰替運用等)</p> <p>第6条 町長は、財政上必要があると認めるときは、<u>現実な繰戻しの方</u>法、期間及び利率を定めて、<u>基金に属する現金を歳計現金に繰り替え</u>て運用し、又は一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。</p> <p>(収益の処理)</p> <p>第5条 基金から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。</p> <p>(基金の処分)</p> <p>第4条 町長は、第1条の目的のために基金の全部又は一部を処分することができる。</p> <p>第7条 【略】</p>

新	旧
<p>第1条 【略】 (積立)</p> <p>第2条 基金に積み立てる額は、水力発電事業特別会計（以下「特別会計」という。）歳入歳出予算に定めるものとする。 (管理)</p> <p>第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならぬ。 (繰替運用等)</p> <p>第4条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方 法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替え て運用し、又は一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入に 繰り入れて運用することができる。 (運用益金の処理)</p> <p>第5条 基金の運用から生じる収益は、<u>特別会計歳</u> 入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。 (<u> </u>処分)</p> <p>第6条 町長は、第1条の目的のために基金の全部又は一部を処分す ることができる。 第7条 【略】</p>	<p>第1条 【略】 (積立)</p> <p>第2条 美瑛町水力発電事業特別会計に剰余金が生じたときは、基金に 積立てることができる。 (管理)</p> <p>第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有 利な方法により保管しなければならぬ。 (繰替運用等)</p> <p>第6条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方 法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替え て運用し、又は一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入に 繰り入れて運用することができる。 (収益の処理)</p> <p>第5条 基金 から生ずる収益は、美瑛町水力発電事業特別会計歳 入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。 (基金の処分)</p> <p>第3条 町長は、第1条の目的のために基金の全部又は一部を処分す ることができる。 第7条 【略】</p>

○美瑛町土地開発基金条例 新旧対照表

平成24年6月19日
第4回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>第1条 【略】 (基金の額)</p> <p>第2条 基金の額は10,801千円とする。</p> <p>2 必要があるときは、予算の定めるところにより基金の額に追加して積み立てをすることができる。</p> <p>3 前項の規定により積み立てが行われたときは、基金の額は、積み立て相当額を増加するものとする。</p> <p>第3条～第4条 【略】 (繰替運用等)</p> <p>第5条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方 法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替え て運用し、又は一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入に 繰り入れて運用することができる。</p> <p>(運用益金の処理)</p> <p>第6条 基金の運用から生じる収益は、美瑛町一般会計歳入歳出予算に 計上して、この基金に編入するものとする。</p> <p>第7条 【略】</p>	<p>第1条 【略】 (基金の額)</p> <p>第2条 基金の額は10,801千円とする。</p> <p>2 必要があるときは、予算の定めるところにより基金の額に追加して積立 てをすることができる。</p> <p>3 前項の規定により積み立てが行われたときは、基金の額は、積み立 て相当額を増加するものとする。</p> <p>第3条～第4条 【略】 (繰替運用等)</p> <p>第5条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方 法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替え て運用し、又は一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入に 繰り入れて運用することができる。</p> <p>(運用益金の処理)</p> <p>第6条 基金の運用から生ずる収益は、美瑛町一般会計歳入歳出予算に 計上して、この基金に編入するものとする。</p> <p>第7条 【略】</p>

美瑛町人づくり育成基金条例の制定要旨

1. 制定の趣旨

本町の各基金条例の見直しに伴い、「美瑛町ふるさと創生事業基金条例」を廃止し、新たに人づくりに特化した基金として「美瑛町人づくり育成基金条例」を制定するもの。

なお、廃止する美瑛町ふるさと創生事業基金の積立金は、新設の本条例に全額移行するもの。

2 制定の概要

本町の美しい農村景観や町の文化を守り、将来に向かって活力あるまちづくりの運営に寄与し、心豊かな人材の育成を推進するために基金を設置する。

- 第1条 (設置)
- 第2条 (積立)
- 第3条 (管理)
- 第4条 (繰替運用等)
- 第5条 (運用益金の処理)
- 第6条 (処分)
- 第7条 (委任)

丘のまちびえいまちづくり寄附条例の一部改正要旨

1 改正の趣旨

「丘のまちびえいまちづくり基金条例」の制定に伴い、本条例から管理運用規定を切り離し、ふるさと納税の受け皿としての条例に改正するもの。

2 改正の概要

寄附者から収受した寄附金について、寄附者の意向が反映されるよう「丘のまちびえいまちづくり基金」に積み立て、適正に管理する。(第4条)
管理運用規定の切り離し。(第5条から第10条まで削除)

○丘のまちびえいまちづくり寄附条例 新旧対照表

平成24年6月19日
第4回美瑛町議会定例会資料

<p>_____ _____ _____ (運用状況の公表) 第5条 町長は、毎年度寄附金の積立て及び基金の運用状況について、公表しなければならない。 (施行規定) 第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。 (運用状況の公表) 第11条 町長は、毎年度この基金の運用状況について、公表しなければならない。 (施行規定) 第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>
---	---

美瑛町公共施設等建設基金条例の一部改正要旨

1. 改正の趣旨

各基金の見直しに伴い、公共施設等の建設財源の確保を目的とした基金から、整備改修等を円滑に推進するための財源確保を目的とした基金に改めるもの。

2. 改正の概要

住民サービスの維持向上を目的として、施設の建設のみならず老朽化した公共施設等の修繕や改修を、円滑に推進するための財源確保を目的とした基金条例に改正する。(第1条及び第2条)

美瑛町生涯学習施設建設基金条例については、図書館の建設事業が終了したことから基金の使命を終えたものと判断し、附則において本条例を廃止し、改正後の美瑛町公共施設等整備基金に合算。また、条建て及び文言について整備する。(第3条から第6条、附則第3項及び第4項)

○美瑛町公共施設等建設基金条例 新旧対照表

平成24年6月19日
第4回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>(設置) 第1条 公共施設等の整備及び改修等を円滑にするため、美瑛町公共施設等整備基金（以下「基金」という。）を設置する。 (積立) 第2条 基金に 積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。 (管理) 第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。 (繰替運用等) 第4条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。 (運用益金の処理) 第5条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。 (処分) 第6条 町長は、第1条の目的のために 基金の全部又は一部を処分することができ、 (委任) 第7条 【略】</p>	<p>(設置) 第1条 公共施設等の建設 を円滑にするため、美瑛町公共施設等建設基金（以下「基金」という。）を設置する。 (積立額) 第2条 基金として積 立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めるものとする。 (管理) 第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金 その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。 (繰替運用等) 第4条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて 基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。 (益金の処理) 第5条 基金 から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。 (処分) 第6条 町長は、公共施設等の整備上必要があると認めるときは、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金の全部又は一部を処分することができ、 (委任) 第7条 【略】</p>

美瑛町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

1 改正要旨

住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年法律第77号）、住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令（平成22年政令第253号）及び住民基本台帳法施行規則の一部を改正する省令（平成22年総務省令第113号）が平成24年7月9日に施行されることに伴い、印鑑登録証明書事務処理要領（昭和49年2月1日自治振第10号）の一部が改正されることになり、美瑛町においても美瑛町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正が必要となった。

2 改正概要

（1）登録の資格

外国人が住民基本台帳法の対象となることから、外国人を区別していた記載を削除

（第2条）

（2）登録印鑑の規制

外国人住民は氏名の他に通称名及びカタカナ表記の使用が認められることに伴う登録できる印鑑の追加

（第5条）

（3）印鑑登録のまっ消

外国人住民に係るまっ消事項の変更と追加

（第12条）

新	旧
<p>(目的) 第1条 【略】</p> <p>(登録の資格) 第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)に基づき、本町の住民基本台帳に登録されている者1人1個に限り印鑑登録を受けることができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、満15才未満の者及び成年被後見人については、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>第3条～第4条 【略】</p> <p>(登録印鑑の規制) 第5条 町長は、登録申請に係る印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録をすることができない。 (1) 住民基本台帳に登録されている氏名、氏若しくは通称(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。)又は氏名若しくは通称の一部を組合せたものであらわされていないもの (2) 職業、資格その他氏名又は通称以外の事項をあらわしているもの (3) ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの (4) 印影の大きさが一辺の長さ2.5ミリメートルの正方形に収まらないもの又は一辺の長さが8ミリメートルの正方形に収まるもの</p>	<p>(目的) 第1条 【略】</p> <p>(登録の資格) 第2条 次の各号に掲げる者は、1人1個に限り印鑑登録を受けることができる。 (1) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき、本町の住民基本台帳に登録されている者 (2) 外国人登録法(昭和27年法律第125号)に基づき、本町の外国人登録原票に登録されている者</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、満15才未満の者及び成年被後見人については、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>第3条～第4条 【略】</p> <p>(登録印鑑の規制) 第5条 町長は、登録申請に係る印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録をすることができない。 (1) 住民基本台帳に登録又は外国人登録原票に登録されている氏名、氏若しくは名又は氏及び名の各一部を組合せたものであらわされていないもの (2) 職業、資格その他氏名 以外の事項をあらわしているもの (3) ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの (4) 印影の大きさが一辺の長さ2.5ミリメートルの正方形に収まらないもの又は一辺の長さが8ミリメートルの正方形に収まるもの</p>

<p>(5) 印影が不鮮明又は文字の判読が困難なもの (6) その他町長が不適当と認めるもの</p>	<p>(5) 印影が不鮮明又は文字の判読が困難なもの (6) その他町長が不適当と認めるもの</p>
<p>第 6 条～第 1 1 条 【略】</p> <p>(印鑑登録のまっ消) 第 1 2 条 町長は、登録者について次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑の登録をまっ消しなければならない。 (1) 第 9 条及び前条の規定により届出があったとき。 (2) 印鑑登録者の転出、死亡等により住民票がまっ消され、又は外国人登録原票が閉鎖され、若しくは他の市町村の長に送付されたとき</p>	<p>第 6 条～第 1 1 条 【略】</p> <p>(印鑑登録のまっ消) 第 1 2 条 町長は、登録者について次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑の登録をまっ消しなければならない。 (1) 第 9 条及び前条の規定により届出があったとき。 (2) 印鑑登録者の転出、死亡等により住民票がまっ消され、又は外国人住民にあつては法第 3 0 条の 4 5 の表の上欄に掲げる者でなくなつたとき(日本国籍を取得した場合を除く。) (3) 氏名、氏若しくは名(外国人住民にあつては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。)を變更した(登録されている印影を變更する必要がない場合を除く。)ことにより、登録を受けている印鑑が第 5 条第 1 号に該当することとなつたとき。 (4) その他町長がまっ消すべき理由が生じたことを知つたとき。 2 町長は、前項第 3 号又は第 4 号により印鑑の登録を職権でまっ消した場合は、その旨を当該まっ消された者に通知しなければならぬ。</p>
<p>第 1 3 条～第 1 9 条 【略】</p>	<p>第 1 3 条～第 1 9 条 【略】</p>

美瑛町手数料徴収条例の一部改正について条例

1 改正要旨

平成24年7月9日に外国人登録法（昭和27年法律第125号）が廃止されることに伴い、美瑛町手数料徴収条例の改正が必要となった。

2 改正概要

(1) 徴収項目の削除

外国人登録法に規定される外国人登録原票の項目を削除

別表（第2条関係）

新	旧																																	
<p>第1条～第4条 【略】</p> <p>(手数料の免除)</p> <p>第5条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、手数料を免除することができる。</p> <p>(1) 公の扶助を受けているもの又は扶助を受けるために必要とするもの</p> <p>(2) 法令の規定により、無料で取り扱いをしなければならぬもの</p> <p>(3) 公用で使用するとき。</p> <p>(4) その他町長が特別の事由があると認めるとき。</p> <p>第6条～第7条 【略】</p> <p>別表 (第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料の種類</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～11 【略】</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>12 上質紙を用いた婚姻・離婚・養子縁組・養子離縁又は認知の届出の受理証明書</td> <td>1通につき</td> <td>1,400円</td> </tr> <tr> <td>13 届書その他の書類の閲覧</td> <td>1件につき</td> <td>350円</td> </tr> <tr> <td>14～39 【略】</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	手数料の種類	単位	金額	1～11 【略】			12 上質紙を用いた婚姻・離婚・養子縁組・養子離縁又は認知の届出の受理証明書	1通につき	1,400円	13 届書その他の書類の閲覧	1件につき	350円	14～39 【略】			<p>第1条～第4条 【略】</p> <p>(手数料の免除)</p> <p>第5条 町長は、次の各号の一に該当する場合は、手数料を免除することができる。</p> <p>(1) 公の扶助を受けているもの又は扶助を受けるために必要とするもの</p> <p>(2) 法令の規定により、無料で取り扱いをしなければならぬもの</p> <p>(3) 公用で使用するとき。</p> <p>(4) その他町長が特別の事由があると認めるとき。</p> <p>第6条～第7条 【略】</p> <p>別表 (第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料の種類</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～11 【略】</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>12 外国人登録原票記載事項証明書</td> <td>1件につき</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>13 上質紙を用いた婚姻・離婚・養子縁組・養子離縁又は認知の届出の受理証明書</td> <td>1通につき</td> <td>1,400円</td> </tr> <tr> <td>14 届書その他の書類の閲覧</td> <td>1件につき</td> <td>350円</td> </tr> <tr> <td>15～40 【略】</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	手数料の種類	単位	金額	1～11 【略】			12 外国人登録原票記載事項証明書	1件につき	300円	13 上質紙を用いた婚姻・離婚・養子縁組・養子離縁又は認知の届出の受理証明書	1通につき	1,400円	14 届書その他の書類の閲覧	1件につき	350円	15～40 【略】		
手数料の種類	単位	金額																																
1～11 【略】																																		
12 上質紙を用いた婚姻・離婚・養子縁組・養子離縁又は認知の届出の受理証明書	1通につき	1,400円																																
13 届書その他の書類の閲覧	1件につき	350円																																
14～39 【略】																																		
手数料の種類	単位	金額																																
1～11 【略】																																		
12 外国人登録原票記載事項証明書	1件につき	300円																																
13 上質紙を用いた婚姻・離婚・養子縁組・養子離縁又は認知の届出の受理証明書	1通につき	1,400円																																
14 届書その他の書類の閲覧	1件につき	350円																																
15～40 【略】																																		

○美瑛町公共下水道設置条例 新旧対照表

平成24年6月19日
第4回美瑛町議会議定例会資料

新	旧
<p>第1条～第2条 【略】</p> <p>(面積及び計画人口)</p> <p>第3条 面積及び計画人口は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 面積 <u>382ヘクタール</u></p> <p>(2) 計画人口 <u>6,600人</u></p>	<p>第1条～第2条 【略】</p> <p>(面積及び計画人口)</p> <p>第3条 面積及び計画人口は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 面積 <u>487ヘクタール</u></p> <p>(2) 計画人口 <u>16,500人</u></p>

(説明)

- (1) 面積は、都市計画法による用途地域とした。
- (2) 計画人口は、行政人口(美瑛町人口)に対して下水道計画区域内人口の占める割合(人口集中度)より推計した。
- 各推計方法における平成33年度行政人口は、10,000人とした。
- 人口集中度は、現況の66%とした。
- 算出式 行政人口×人口集中度=10,000人×0.66=6,600人